

# 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等について

環境省

平成24年7月19日

1

## これまでの経緯①

- 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による環境汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「特措法」という。)に基づき、8,000Bq/kgを超える廃棄物は、指定廃棄物として環境大臣が指定を行い、国において処理することとなりました。
- 特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとしており、栃木県内で発生した指定廃棄物の処分は、栃木県内で実施することになります。

2

## これまでの経緯②

- 環境省では、これらの考え方を基に、関係県及び市町村と協議を進めてまいりました。このような協議を踏まえ、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表しました。
- 本方針に基づき、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討しつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目途として、指定廃棄物の保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場等を確保することを目指しています。
- また、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減するとともに、農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合は、仮設焼却炉を設置し減容化を図ることとしています。

3

## これまでの経緯③

- 栃木県においては、約831トン(5/18時点)の指定廃棄物が存在し、今後も増える見通しとなっており、これらの処分先を確保する必要があります。
- このため、平成24年4月18日、福田栃木県知事を、横光環境副大臣が訪問し、指定廃棄物の最終処分場選定に関する協力要請を行いました。
- 具体的には、最終処分場の立地候補場所の必要な資料提供、現地踏査への協力、場所選定のための知見の提供、地元市町村へのご説明に関する協力要請を行い、福田県知事からは、指定廃棄物の速やかな処理のためには、早急に最終処分場を確保することが大前提であることから、栃木県としてできる限りの協力を行っていきたいとのご返答をいただいたところです。

4

## 本日の説明会の趣旨

- 環境省では、このような経緯を踏まえて、関係省庁や栃木県の協力をいただき、今後の処理の方針の工程表に示している9月末を目途に、最終処分場の場所の選定作業を進めています。
- 指定廃棄物の最終処分場の場所の選定手順、評価方法及び評価基準等は、あらかじめ市町の方々にご説明する必要があると考え、本日、栃木県に協力いただき、説明会を開催したところです。

5

## 指定廃棄物の今後の処理の方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省では地方公共団体と指定廃棄物の処理に係る協議を進めてきたところであり、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表

### 指定廃棄物の今後の処理の方針のポイント

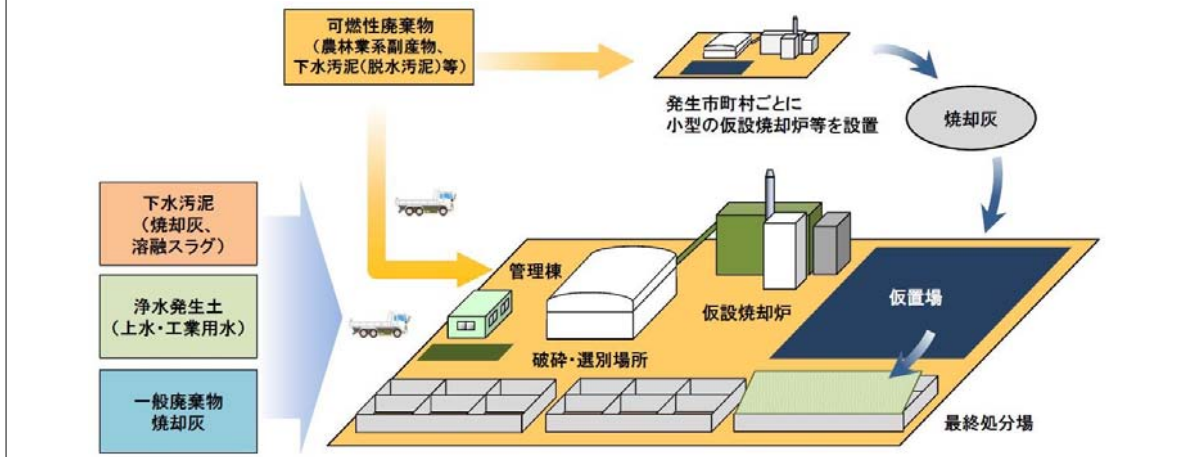
- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、**今後3年程度(平成26年度末)を目処**として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、**必要な最終処分場など**(福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設)**を確保することを目指す**
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、**都道府県内に集約して設置**し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している**候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出**。その後、複数の候補地の中から**現地踏査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定**
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、**当面、焼却、乾燥、熔融などの中間処理**を行い、保管の負担を軽減。**農林業系副産物(稲わら、牧草など)**は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、**仮設焼却炉等を設置**

6

# 指定廃棄物の今後の処理の方針について

## 指定廃棄物の処理の流れ

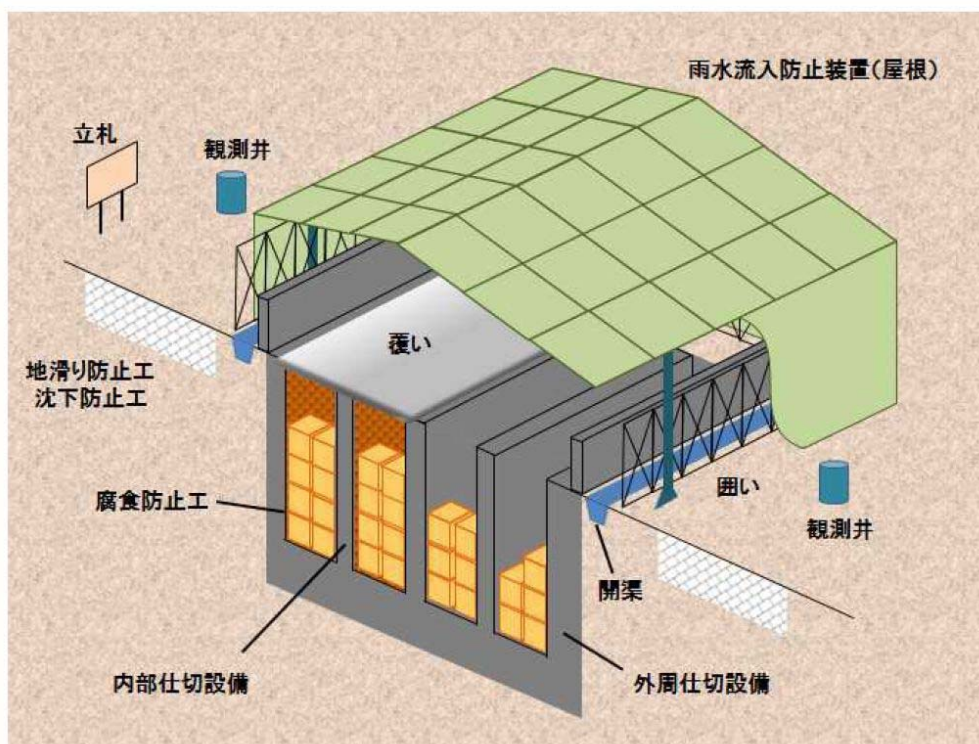
- 指定廃棄物の処理に当たっては、既存の廃棄物処理施設(焼却炉、管理型最終処分場)を活用することが望ましいが、困難な場合には以下のとおり処理を行う。
- 可燃性廃棄物(農林業系副産物、下水汚泥(脱水汚泥)等)は、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、または最終処分場に併設する仮設焼却炉などにより、可能な限り速やかに減容化を図る。
- 不燃性廃棄物(一般廃棄物の焼却灰、浄水発生土(上水・工業用水)、下水汚泥(焼却灰・溶融スラグ)等)は、発生施設ごとに現場保管を行う。その後、収集・運搬を行い、国が設置する最終処分場で処分する。



7

# 指定廃棄物の今後の処理の方針について

## 最終処分場(遮断型構造の場合)のイメージ図



8

# 指定廃棄物の今後の処理の方針について

## 指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

項目	内容	24年度			25年度			26年度以降				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
既存の最終処分場の活用の検討												
最終処分場を整備する際の検討項目	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)		候補地								
	最終処分場の場所選定	●現地踏査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定		場所選定								
	基本設計・実施設計	●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる程度のもの)、 実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)		基本設計			施設概要 造成設計			建築物 実施設計		
	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等		環境影響調査 など								
	最終処分場の住民説明	●周辺住民への説明		住民説明								
	用地の所管換	●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換		測量			用地 取得					
	仮設道路 造成工事	●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施		造成工事								
	最終処分場の本体工事	●最終処分場の本体工事の実施		順次施設建設工事								
	中間処理施設・ 附帯施設の本体工事	●中間処理施設・附帯施設の本体工事の実施		順次施設建設工事								
	廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入					仮置き開始			完成工区から順次搬入		

※1: 環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価及び各公告縦覧の期間に約3年の期間が必要になる。

※2: 法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。

※3: 民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。

※4: 造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。

## 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方①

### (1) 選定方針

栃木県全域を対象とし、①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定する。

- ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出
- ② 法令面の制約のない国有地を抽出(1次スクリーニング)
- ③ 最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認し、各県で複数の候補地を抽出(2次スクリーニング)
- ④ 複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定。

## 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方②

### (2) 具体的な選定手順

#### ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出

指定廃棄物の発生量の推計に基づく最終処分場（中間処理施設等附帯設備を含む）の必要規模や、地形勾配を考慮した国有地を抽出する。

#### ② 1次スクリーニング

自然公園等特別地域、地すべり危険区域等、土地利用に関する法令面の制約のない国有地を抽出する。

#### 除外する地域

自然公園特別地域、自然公園特別保護区、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別地区、地すべり危険区域、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土石流危険区域、土石流危険溪流、雪崩危険箇所

11

## 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方③

### ③ 2次スクリーニング

2次スクリーニングでは段階的にスクリーニングを行い、候補地を抽出する。

#### 1) 2. 1次スクリーニング

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、活断層近接地域など最終処分場の適地として望ましくない地域を除外する。

#### 除外する地域等

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、活断層・推定活断層近接地域、湿地・沼地、史跡・名勝・天然記念物所在地、生物生息保護区、保護林

12

## 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方④

### 2) 2. 2次スクリーニング

法令面の地域指定条件、最終処分場の適地としての自然的条件(地形、地質等)、社会的条件(水源、道路アクセスの容易性、周辺土地利用状況、遺跡・埋蔵文化財の有無、指定廃棄物の保管状況)を確認し、総合的に複数の候補地を抽出する。

#### 補足情報による確認・評価(例)

##### (a) 地域指定条件

自然公園地域、自然環境保全地域普通地区、鳥獣保護区、保安林指定(種類)

##### (b) 自然的条件

希少動植物の生息等(文献)、地形・地質・地盤状況(文献)

##### (c) 社会的条件

水道水源(取水口)との離隔距離、既存道路利用の可能性とアクセスの容易性(アクセス道路工事距離等)、分収林等権利関係、周辺土地利用状況・距離、集落からの距離、学校等公共施設からの距離、農用地からの距離、遺跡・埋蔵文化財、指定廃棄物相当(8,000Bq/kg超)の廃棄物排出(保管)市町村

13

## 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方⑤

### ④最終的な候補地の選定

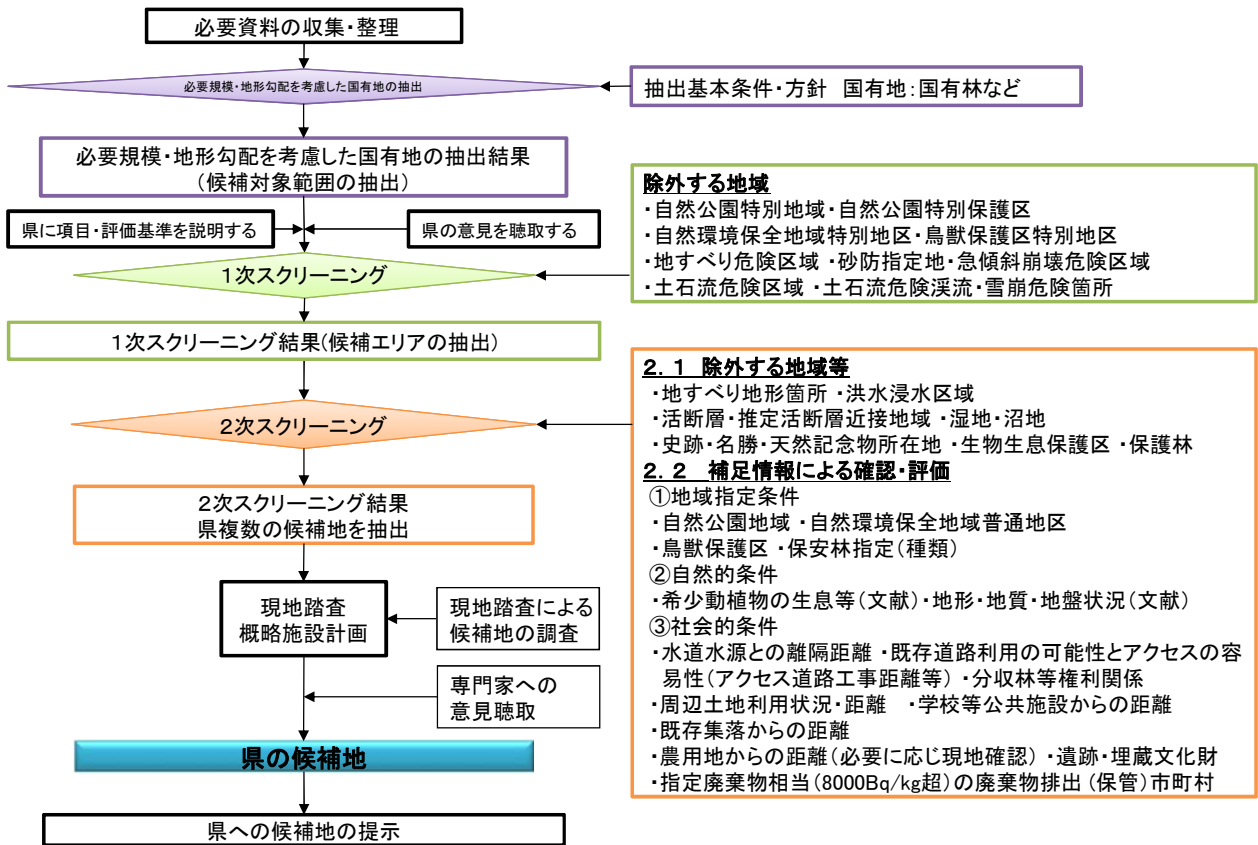
複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

#### 必要な調査事項

地形、地質、地下水、動植物、空間線量、アクセス道路、水利利用、集落・公共施設 等

14

# 指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー



15

## 栃木県における指定廃棄物処分場の諸元

- ・ 指定廃棄物処分場の候補地選定の条件として、各設備の配置に必要なとなる面積を試算。
- ・ 必要面積の試算では、現時点で見込まれる処分量に余裕分を見込んだ規模を想定。
- ・ その結果、設備配置に必要な面積は約3.0ha～4.0haと試算した。
- ・ 農林業系副産物等の仮設焼却炉は8000Bq/kgを超過する可燃性の指定廃棄物を対象。50トン/日の規模を想定。

### 指定廃棄物処分場に必要な設備及び設備配置に必要な面積

主要設備の種類	設備配置に必要な面積
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定廃棄物埋立地</li> <li>・ 農林業系副産物等の仮設焼却炉</li> <li>・ 仮設焼却対象物の仮置き(搬入調整)場所</li> <li>・ 管理棟、外周道路など管理用設備</li> <li>・ 防災調整池 など</li> </ul>	約3.0ha～4.0ha

16



## 2.2次スクリーニング(補足情報による確認・評価)①

### 1) 評価項目及び評価基準(案)

#### ①地域指定条件

除外対象としなかった地域指定について評価する。

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
自然公園区域	普通地域該当の有無	該当なし		普通地域に該当する。	×1	特別保護地区、特別区域は除外済み
自然環境保全地域	普通地区該当の有無	該当なし		普通地区に該当する。	×1	特別地区は除外済み
鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する。	該当なし		鳥獣保護区に該当する。	×1	特別保護区は除外済み
保安林	指定の有無	指定なし	保安林に指定されている。		×1	

17

## 2.2次スクリーニング(補足情報による確認・評価)②

### 1) 評価項目及び評価基準(案)

#### ②自然的条件

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
希少動植物※1 の生息等	希少動植物等の存在がある、記録がある(植生自然度区分基準の9、10※2に該当)	該当なし	存在地もしくは記録がある区域から500m以内に位置する。	存在地もしくは記録がある区域を含む。	×1	既存の各県の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い500mを指標として評価する。
地形・地質状況	地質 地質の軟弱性		岩や軟岩や砂礫地盤からなり、軟弱な地質でない。	沖積低地に分布する未固結の砂や泥等、軟弱な地質である。	×1	資料は「50万分の1土地分類基本調査の表層地質図」を使用する。評価ランク3の場合、圧密沈下や液状化が課題となるので、次段階での現地確認や既存ボーリングから類推を行う。
	河川※3 河川までの距離	河川中心線から55m以上離れている	河川中心線から30m以上55m未満離れている	河川中心線から30m未満である	×1	既存の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要綱から、50mを採用。山間部に位置する河川水域の幅を10m未満と想定し、中心線から5mをプラスし55mとする。30mは50mの半分の25mに5mをプラスした値。
	崖地 崖地までの距離	崖地から50mより離れている		崖地から50m以下である	×1	土砂災害防止法の土砂災害警戒区域の最大距離50mを採用。

※1 近年絶滅の危機に瀕しており、レッドデータブック等に記載されている種等を指す

※2 植生自然度区分基準9:自然林、植生自然度区分基準10:自然草地(用語出典:第1回自然環境保全基礎調査[環境庁])

※3 国土地理院の数値地図情報で河川として記載されてある河川を示す

18

## 2.2次スクリーニング(補足情報による確認・評価)③

### 1) 評価項目及び評価基準(案)

#### ③社会的条件

#### ③-1 周辺土地利用等への影響の配慮

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
水道水源への影響	水道水源までの距離	水道水源から1kmを超えて離れている。	水道水源から1km以内に位置する。	水道水源から500m以内に位置する。	×2	既存の各県の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要綱等から、最も広い500mと、その倍の1kmを指標として評価する。
公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設からの距離	公共施設から1kmを超えて離れている。	公共施設から1km以内に位置する。	公共施設から500m以内に位置する。	×2	同上
既存集落への影響	既存集落からの距離	既存集落から1kmを超えて離れている。	既存集落から1km以内に位置する。	既存集落から500m以内に位置する。	×2	同上
農業への影響	農用地区域までの距離	農用地区域から1kmを超えて離れている。	農用地区域から1km以内に位置する。	農用地区域から500m以内に位置する。	×2	同上

19

## 2.2次スクリーニング(補足情報による確認・評価)④

### 1) 評価項目及び評価基準(案)

#### ③-2 歴史的資源等の保存

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	遺跡・埋蔵文化財等が存在しない。	/	遺跡・埋蔵文化財等が存在する。	×1	

#### ③-3 アクセス性及び用地の種別

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
既存道路及び林道へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	道路が面している	1km以内に位置する。	1kmを超えて2km以内に位置する。	×1	2-1スクリーニングで既存道路から2km以内を抽出済み。
国有林の権利関係	分収林の有無	分収林がない。もしくは、分収林に指定されている範囲はあるが、必要面積を指定範囲外で確保できる。	/	分収林に指定され必要面積を確保できない。	×1	

#### ③-4 指定廃棄物相当の廃棄物の排出の有無

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い: 2点)	評価ランク2 (適合性があり: 1点)	評価ランク3 (適合性が低い: 0点)	係数	備考
指定廃棄物相当(8000Bq/kg超)の廃棄物を排出する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	排出市町村内に位置する。	/	排出市町村内に位置しない。	×2	

20

## 2.2次スクリーニング(補足情報による確認・評価)⑤

### 2) 評価の根拠資料の例

分類	評価項目	評価基準	評価に用いる根拠資料	
地域指定条件	自然公園地域 普通地域	左に該当するか	国土交通省 国土数値情報	
	自然環境 保全地域	左に該当するか		
	鳥獣保護区	左に該当するか		
	保安林指定	左に指定されているか		
自然的条件	希少動植物の生息等	希少動植物の存在・記載の有無	環境庁 栃木県動植物分布図	
	地形・地質	地質	左の軟弱性	国土交通省 1/50万土地分類基本調査の表層地質図
		河川	左までの距離	国土交通省 国土数値情報
		崖地	左までの距離	国土地理院 電子国土基本図
社会的条件	水道水源への影響	左からの距離	厚生労働省 上下水道位置図	
	公共施設への影響	左からの距離	国土交通省 国土数値情報	
	既存集落への影響	左からの距離	国土地理院電子国土基本図の 直近の建物までの距離	
	農業への影響	農用地区域からの距離	国土交通省 国土数値情報	
	遺跡・埋蔵文化財等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	栃木県教育委員会 栃木県埋蔵文化財地図	
	既存道路及び林道 へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	林野庁 GISデータ 栃木県資料	
	国有林の権利関係	分収林の有無	栃木県資料	
指定廃棄物相当の廃棄物を排出する市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有無	栃木県資料		

21

## 最終的な候補地の選定

- 2次スクリーニングで絞り込んだ複数の最終処分場の候補地に対して、現地踏査等の調査を行う。
- 現地踏査は、下表に示す項目に着目し、指定廃棄物の最終処分場としての立地の可能性を評価することを目的とする。
- 最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

項目(案)	目的	手法
自然的条件	地形	・地形要素の確認 ・崖地や崩壊地の有無と規模を確認する
	地質	・地質構成の確認 ・露頭から地質構成(特に軟弱層)を確認する
	地下水	・地下水分布の推定 ・露頭や崖、凹地での湿潤状況や湧水を確認する
	動植物	・県から得た情報により、希少動植物が現地に生息する可能性があるのであれば、その希少動植物の存在を確認するとともに、希少動植物の生息・生育環境を確認する
社会的条件	アクセス道路	・候補地内及び周辺を踏査しアクセス道路の有無やアクセス道路を拡張、整備する場合の容易性を確認する
	水利用	・候補地内及び周辺を踏査し水利用の状況を確認する
	集落・公共施設	・候補地内及び周辺を踏査し集落・公共施設・民間施設等の存在状況を確認する
その他	空間線量	・施設整備前の空間線量(バックグラウンド値)の取得 ・候補地内で線量計により1m高さの空間線量を測定する

22

## 今後の予定

- 最終処分場の具体的な場所の選定については、現地踏査等も踏まえ、国が場所を絞り込み、早ければ来月下旬以降にも、正式な候補地を栃木県及び候補地となった関係市町に提示し、最終処分場の建設にかかる協力を要請する予定です。
- 最終処分場は、県内各地で保管が継続している指定廃棄物や農林業系副産物等可燃性廃棄物の処理を進め、栃木県の課題解決のために必要不可欠な基幹施設と考え、国としても責任をもって設置していく所存ですので、県内市町の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

## 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等について

平成 24 年 7 月 19 日  
環境省指定廃棄物対策チーム

### 1. 指定廃棄物の今後の処理の方針について

放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」という。）に基づき、事故由来放射性セシウムによる汚染状態が 8,000Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物として環境大臣が指定を行い、これらは国の責任において処理することとなっている。

栃木県内においては、5/18 時点の指定廃棄物は約 831 トンであり、今後さらなる指定廃棄物の申請手続きが行われることが見込まれる。

特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行い、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先とすることとしており、その方針に基づき関係地方公共団体と協議を進めてきたところである。これらの協議を踏まえ、国が必要な最終処分場等を確保することを目指す「指定廃棄物の今後の処理の方針」を平成 24 年 3 月 30 日に公表した。概要は以下のとおり。

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後 3 年程度（平成 26 年度末）を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において、10 万 Bq/kg 超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す。
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用も含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から、現地踏査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定。
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置。
- 指定廃棄物の処理の流れ、最終処分場のイメージ図と現時点の最終処分場の確保に係わる工程表は別添 1 及び 2 に示すとおり。

この方針に基づき、4 月 18 日、横光環境副大臣が栃木県知事に対し、最終処分場の確保に関する以下の 3 点について協力要請を行っている。（7 月 19 日現在、栃木県以外に、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県知事への協力要請を行った。）

- (1) 立地候補場所の必要な資料提供、現地調査への協力
- (2) 立地候補場所の選定のための知見の提供
- (3) 選定候補場所の地元市町村への説明への協力

その後、栃木県から提供いただいた資料も踏まえ、国有地の活用による指定廃棄物の最終処分場の立地場所の選定作業を進めている。

## 2. 指定廃棄物最終処分場候補地の選定の考え方

栃木県における指定廃棄物の最終処分場の候補地選定の選定方針及び選定手順は以下のとおり。(選定フロー：別添3)

### (1) 選定方針

対象各県全域を対象とし、以下①～④の手順に基づくスクリーニングを実施し、候補地を選定する。

- ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出
- ② 法令面の制約のない国有地を抽出（1次スクリーニング）
- ③ 最終処分場の適地として望ましくない地域、自然的条件、社会的条件等を確認し、各県で複数の候補地を抽出（2次スクリーニング）
- ④ 複数の候補地に対して現地踏査等を行い、最終的な候補地を選定。

### (2) 具体的な選定手順

- ① 必要規模や地形勾配を考慮した国有地を抽出

指定廃棄物の発生量の推計に基づく最終処分場（中間処理施設等附帯設備を含む）の必要規模や、地形勾配を考慮した国有地を抽出する。

- ② 1次スクリーニング

自然公園等特別地域、地すべり危険区域等、土地利用に関する法令面の制約のない国有地を抽出する。

#### 除外する地域

自然公園特別地域、自然公園特別保護区、自然環境保全地域特別区、鳥獣保護区特別地区、地すべり危険区域、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、土石流危険区域、土石流危険溪流、雪崩危険箇所

- ③ 2次スクリーニング

2次スクリーニングでは段階的にスクリーニングを行い、候補地を抽出する。

- 1) 2. 1次スクリーニング

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、活断層近接地域など最終処分場の適地として望ましくない地域を除外する。

#### 除外する地域等

地すべり地形箇所、洪水浸水区域、活断層・推定活断層近接地域、湿地・沼

地、史跡・名勝・天然記念物所在地、生物生息保護区、保護林

## 2) 2. 2次スクリーニング

法令面の地域指定条件、最終処分場の適地としての自然的条件（地形、地質等）、社会的条件（水源、道路アクセスの容易性、周辺土地利用状況、遺跡・埋蔵文化財の有無、指定廃棄物の保管状況）を確認し、総合的に複数の候補地を抽出する。

### 補足情報による確認・評価の例

#### (a) 地域指定条件

自然公園地域、自然環境保全地域普通地区、鳥獣保護区、保安林指定（種類）

#### (b) 自然的条件

希少動植物の生息等（文献）、地形・地質・地盤状況（文献）

#### (c) 社会的条件

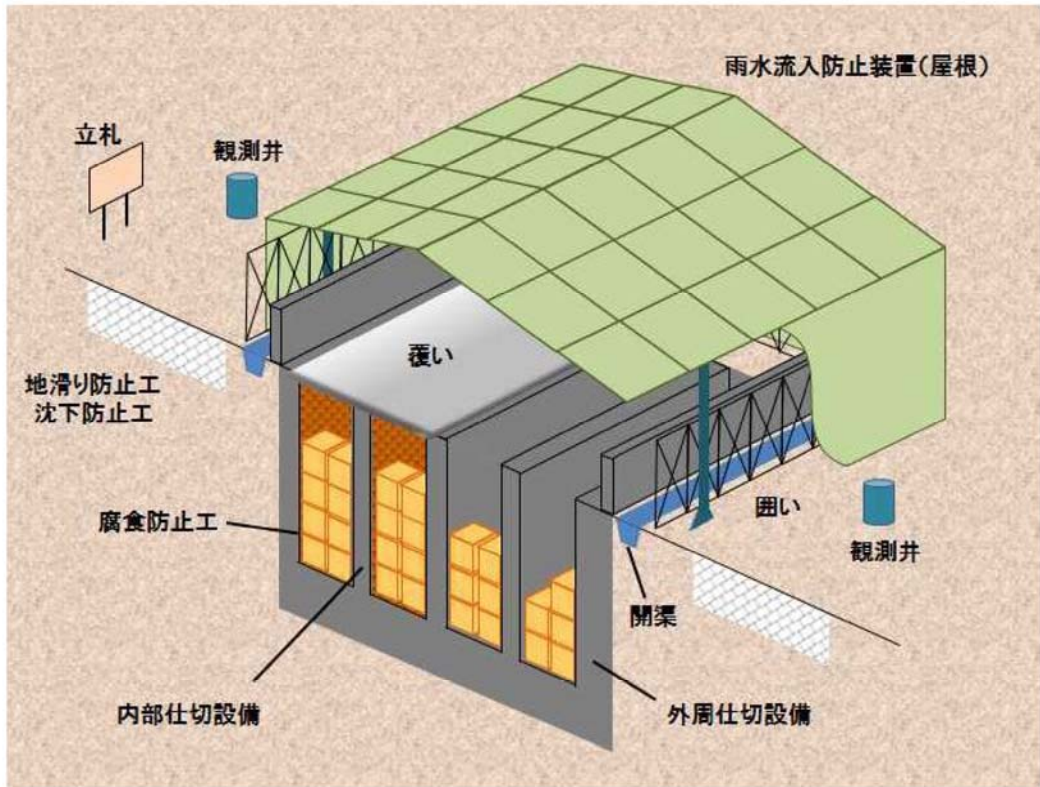
水道水源（取水口）との離隔距離、既存道路利用の可能性とアクセスの容易性（アクセス道路工事距離等）、分収林等権利関係、周辺土地利用状況・距離、集落からの距離、学校等公共施設からの距離、農用地からの距離、遺跡・埋蔵文化財、指定廃棄物相当（8,000Bq/kg超）の廃棄物排出（保管）市町村

## ④ 最終的な候補地の選定

複数の候補地に対して現地踏査等を調査を行い、最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

注：必要な調査事項：地形、地質、地下水、動植物、空間線量、アクセス道路、水利用、集落・公共施設 等

### 最終処分場(遮断型構造の場合)のイメージ図



指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

別添2

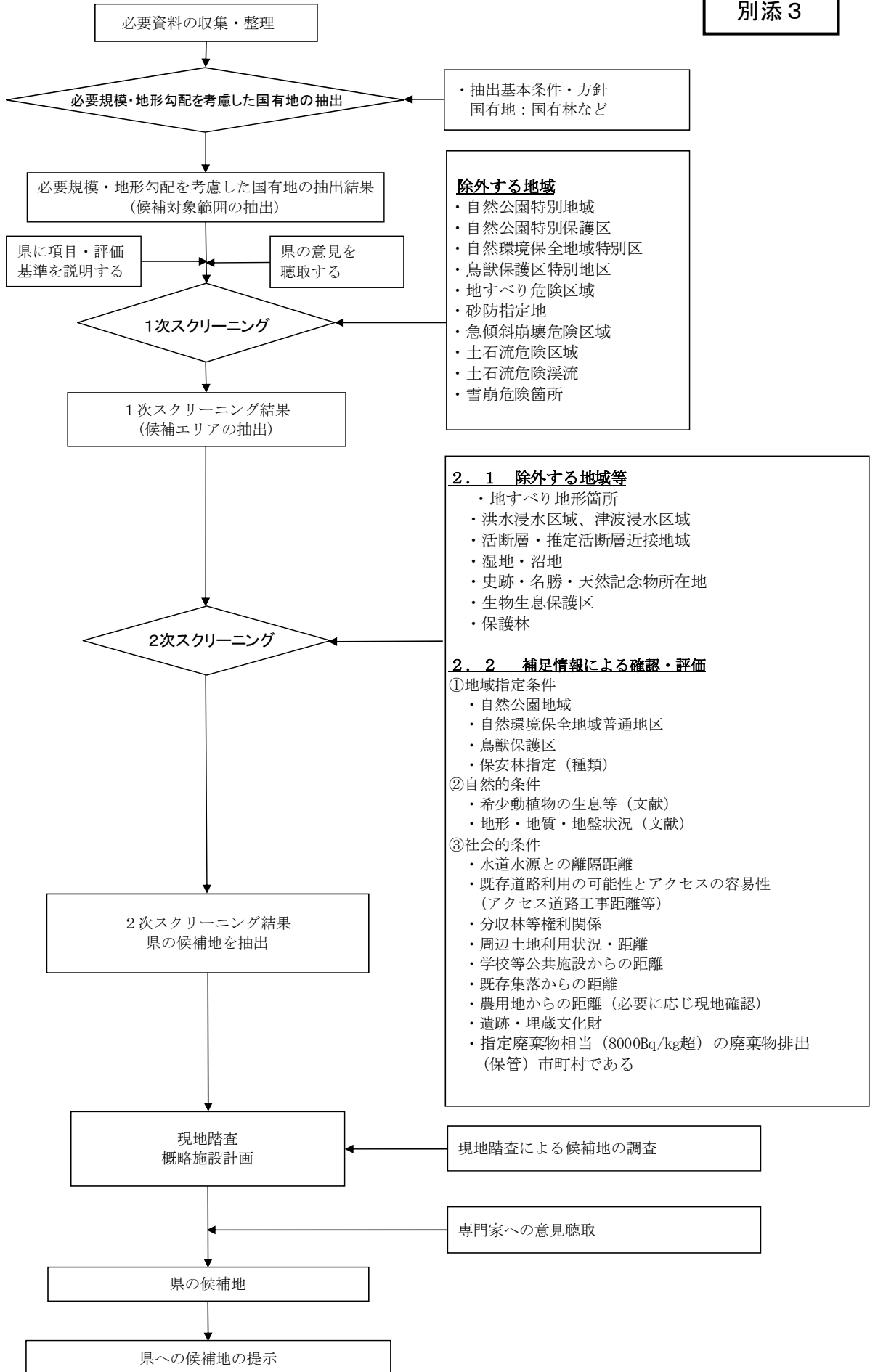
項目	内容	24年度				25年度				26年度以降											
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3								
既存の最終処分場の活用の検討																					
最終処分場を整備する際の検討項目	基本構想検討	●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(複数案)																			
	最終処分場の場所選定	●現地踏査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定																			
	基本設計・実施設計	●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種予備協議ができる概略のもの)、 実施設計(工事発注・用地買収ができるレベル)																			
	環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	●環境影響項目に関する調査、評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査、評価、対策の検討等																			
	最終処分場の住民説明	●周辺住民への説明																			
	用地の所管換	●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換																			
	仮設道路 造成工事	●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施																			
	最終処分場の本体工事	●最終処分場の本体工事の実施																			
	中間処理施設・ 附帯施設の本体工事	●中間処理施設・附帯施設の本体工事の実施																			
廃棄物等の搬入	●廃棄物等の搬入																				

※1: 環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価及び各公告経覧の期間に約3年の期間が必要になる。  
 ※2: 法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。  
 ※3: 民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。  
 ※4: 造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。



# 指定廃棄物の最終処分場候補地選定フロー

別添 3



### 3. 栃木県における指定廃棄物処分場の諸元

指定廃棄物処分場の候補地選定の条件として、各設備の配置に必要となる面積を試算した。必要面積の試算では、現時点で見込まれる処分量に余裕分を見込んだ規模を想定している。その結果、設備配置に必要な面積は約 3.0ha～4.0ha と試算した。

処分量（平成 24 年 5 月末時点の集計による）

指定廃棄物の種類	埋立量
一般廃棄物焼却灰等	1,366m <sup>3</sup>
下水汚泥（焼却灰・スラグ）	2,200m <sup>3</sup>
浄水汚泥	546m <sup>3</sup>
農林業系副産物等焼却灰※	4,995m <sup>3</sup>
合計	9,107m <sup>3</sup>

※県内に存在する農林業系副産物等 46,000 トン※<sup>1</sup> を焼却処理（減容）後の推計量  
 （※<sup>1</sup> 環境省保管状況調査結果：平成 24 年 3 月）

※仮設焼却炉では、農林業系副産物等の指定廃棄物のみを焼却

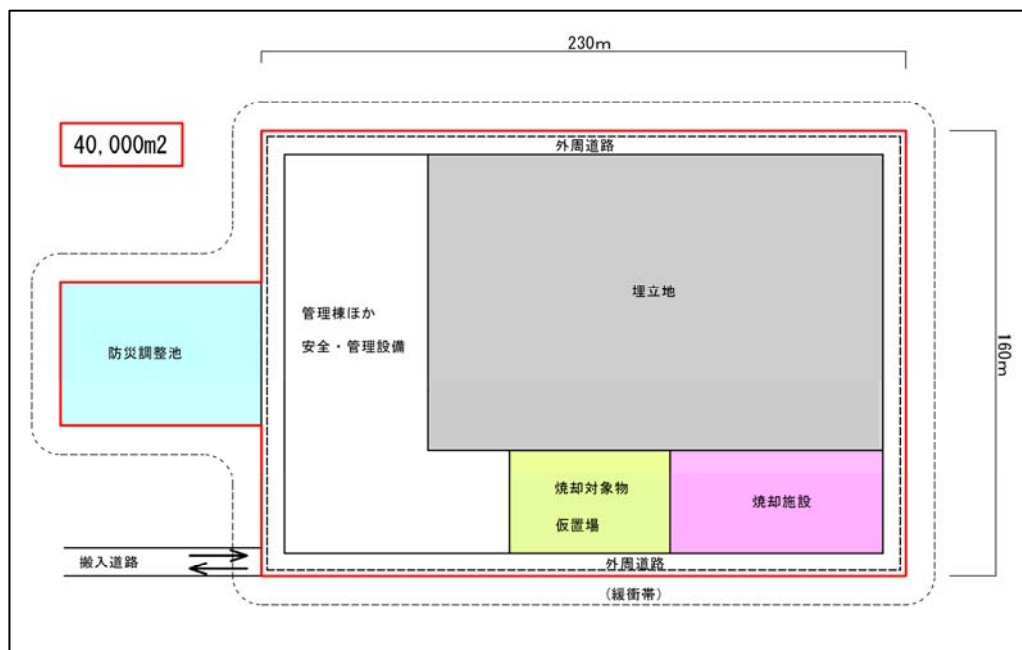
※埋立量は、8,000Bq/kg 以下の農林業系副産物等の焼却灰を含む

指定廃棄物処分場に必要な設備及び設備配置に必要な面積

主要設備の種類	設備配置に必要な面積
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定廃棄物埋立地</li> <li>・ 農林業系副産物等の仮設焼却炉※</li> <li>・ 仮設焼却対象物の仮置き（搬入調整）場所</li> <li>・ 管理棟、外周道路など管理用設備</li> <li>・ 防災調整池 など</li> </ul>	約 3.0ha～4.0ha

※8,000Bq/kg を超過する可燃性の指定廃棄物を対象とした 50 トン/日の規模としている

指定廃棄物処分場配置図（案）（最大面積 4ha での配置）



## 4. 2.2 次スクリーニング（補足情報による確認・評価）

### 1) 評価項目及び評価基準(案)

#### 〇2.2 次スクリーニングによる評価基準（案）

地域指定条件、自然的条件、社会的条件の3つの条件から抽出された候補地を評価する。

評価は各基準による候補地の適合性について3段階で評価するものとする。

評価ランクの得点（評価ランク1＝2点、評価ランク2＝1点、評価ランク3＝0点）×係数を各項目の評価点とする。

#### ①地域指定条件

除外対象としなかった地域指定について評価する。

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
自然公園区域	普通地域該当の有無	該当なし		普通地域に該当する。	×1	特別保護地区、特別区域は除外済み
自然環境保全地域	普通地域該当の有無	該当なし		普通地区に該当する。	×1	特別地区は除外済み
鳥獣保護区	鳥獣保護区に該当する。	該当なし		鳥獣保護区に該当する。	×1	特別保護区は除外済み
保安林	指定の有無	指定なし	保安林に指定されている。		×1	

#### ②自然的条件

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
希少動植物 <sup>※1</sup> の 生息等	希少動植物等の存在がある、 記録がある（植生自然度区分 基準の9、10 <sup>※2</sup> に該当）	該当なし	存在地もしくは記録がある 区域から500m以内に位置 する。	存在地もしくは記録がある 区域を含む。	×1	既存の各県の廃棄物処理場立地に関する指 針・指導要綱等から、最も広い500mを指標と して評価する。
地形・ 地質状 況	地質	地質の軟弱性	岩や軟岩や砂礫地盤からな り、軟弱な地質でない。	沖積低地に分布する未固結 の砂や泥等、軟弱な地質で ある。	×1	資料は「50万分の1土地分類基本調査の表層 地質図」を使用する。 評価ランク3の場合、圧密沈下や液状化が課題 となるので、次段階での現地確認や既存ポー リングから類推を行う。
	河川 <sup>※3</sup>	河川までの距離	河川中心線から55m以上離 れている	河川中心線から30m以上 55m未満離れている	×1	既存の廃棄物処分場立地に関する指針・指導要 綱から、50mを採用。山間部に位置する河川水 域の幅を10m未満と想定し、中心線から5mを プラスし55mとする。30mは50mの半分の25 mに5mをプラスした値
	崖地	崖地までの距離	崖地から50mより離れてい る		崖地から50m以下である	×1

※1 近年絶滅の危機に瀕しており、レッドデータブック等に記載されている種等を指す

※2 植生自然度区分基準9：自然林、植生自然度区分基準10：自然草地（用語典：第1回自然環境保全基礎調査〔環境庁〕）

※3 国土地理院の数値地図情報で河川として記載されてある河川を示す

#### ③社会的条件

##### ③-1 周辺土地利用等への影響の配慮

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
水道水源への影響	下流側に位置する水道水源ま での距離	水道水源から1kmを超えて 離れている。	水道水源から1km以内に位 置する。	水道水源から500m以内に 位置する。	×2	既存の各県の廃棄物処分場立地に関する 指針・指導要綱等から、最も広い500 mと、その倍の1kmを指標として評価 する。
公共施設への影響	学校・福祉施設等の公共施設 からの距離	公共施設から1kmを超えて 離れている。	公共施設から1km以内に位 置する。	公共施設から500m以内に 位置する。	×2	同上
既存集落への影響	既存集落からの距離	既存集落から1kmを超えて 離れている。	既存集落から1km以内に位 置する。	既存集落から500m以内に 位置する。	×2	同上
農業への影響	農用地区域までの距離	農用地区域から1kmを超え て離れている。	農用地区域から1km以内に 位置する。	農用地区域から500m以内 に位置する。	×2	同上

##### ③-2 歴史的資源等の保存

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
遺跡・埋蔵文化財 等の保全	遺跡・埋蔵文化財等の有無	遺跡・埋蔵文化財等が存在 しない。		遺跡・埋蔵文化財等が存在 する。	×1	

##### ③-3 アクセス性及び用地の種類

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
既存道路及び林道 へのアクセス性	既存道路及び林道までの距離	道路が面している	1km以内に位置する。	1kmを超えて2km以内に位 置する。	×1	既存道路及び林道から2km以内を抽 出。
国有林の権利関係	分取林の有無	分取林がない。 もしくは、分取林に指定さ れている範囲はあるが、必 要面積を指定範囲外で確保 できる。		分取林に指定され、必要面 積を確保できない。	×1	

##### ③-4 指定廃棄物相当の排出の有無

評価項目	評価基準	評価ランク1 (適合性が高い：2点)	評価ランク2 (適合性があり：1点)	評価ランク3 (適合性が低い：0点)	係数	備考
指定廃棄物相当 (8000Bq/kg超)の 廃棄物を排出する 市町村	指定廃棄物相当の廃棄物の有 無	排出市町村内に位置する。		排出市町村内に位置しな い。	×2	

## 2) 評価の根拠資料の例

分類	評価項目	評価基準	評価に用いる根拠資料	
地域指定条件	自然公園地域 普通地域	左に該当するか	国土交通省 国土数値情報	
	自然環境 保全地域	左に該当するか		
	鳥獣保護区	左に該当するか		
	保安林指定	左に指定 されているか		
自然的条件	希少動植物の 生息等	希少動植物の存在 ・記載の有無	環境庁 栃木県動植物分布図	
	地形・ 地質	地質	左の軟弱性	国土交通省 1/50万土地分類基本調査の表層地質図
		河川	左までの距離	国土交通省 国土数値情報
		崖地	左までの距離	国土地理院 電子国土基本図
社会的条件	水道水源への 影響	左からの距離	厚生労働省 上下水道位置図	
	公共施設への 影響	左からの距離	国土交通省 国土数値情報	
	既存集落への 影響	左からの距離	国土地理院電子国土基本図の 直近の建物までの距離	
	農業への 影響	農用地区域 からの距離	国土交通省 国土数値情報	
	遺跡・埋蔵文化財 等の保全	遺跡・埋蔵 文化財等の有無	栃木県教育委員会 栃木県埋蔵文化財地図	
	既存道路及び林道 へのアクセス性	既存道路及び 林道までの距離	林野庁GISデータ 栃木県資料	
	国有林の権利関係	分収林の有無		
	指定廃棄物相当の廃 棄物を排出する市町 村	指定廃棄物相当の廃 棄物の有無	栃木県資料	

## 5. 最終的な候補地の選定

- ・複数の候補地に対して、現地踏査等の調査を行う。
- ・現地踏査は、下表に示す項目に着目し、指定廃棄物の最終処分場としての立地の可能性を評価することを目的とする。
- ・最終的な候補地を選定した上で、県に提示する。

項 目(案)		目的	手 法
自然的条件	地形	・地形要素の確認	・崖地や崩壊地の有無と規模を確認する
	地質	・地質構成の確認	・露頭から地質構成(特に軟弱層)を確認する
	地下水	・地下水分布の推定	・露頭や崖、凹地での湿潤状況や湧水を確認する
	動植物	・希少動植物の現地確認	・県から得た情報により、希少動植物が現地に生息する可能性があるのであれば、その希少動植物の存在を確認するとともに、希少動植物の生息・生育環境を確認する
社会的条件	アクセス道路	・アクセスの容易性の確認	・候補地内及び周辺を踏査しアクセス道路の有無やアクセス道路を拡張、整備する場合の容易性を確認する
	水利用	・水利用の確認	・候補地内及び周辺を踏査し水利用の状況を確認する
	集落・公共施設	・集落・公共(民間)施設の存在状況の確認	・候補地内及び周辺を踏査し集落・公共施設・民間施設等の存在状況を確認する
その他	空間線量	・施設整備前の空間線量(バックグラウンド値)の取得	・候補地内で線量計により1m高さの空間線量を測定する